

番号法施行規則改正に係る情報提供について

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

この度、平成 29 年 12 月 8 日付「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令」が公布され、平成 30 年 1 月 1 日から施行されます。

この改正により、平成 30 年 1 月以降、番号法に定められた本人確認措置のうち、番号確認書類の提示等を求めて行う「番号確認」について、一部の手続きに係る番号確認書類の提示又は写しの添付が省略可能とされます。

詳細につきましては別添のリーフレットをご確認ください。

また、別添のリーフレットは国税庁ホームページにも掲載されておりますので、各支部会員の皆様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

国税庁ホームページの掲載場所

ホーム⇒ 社会保障・税番号制度<マイナンバー>について⇒ 確定申告書へのマイナンバーの記載及び本人確認について

平成 29 年 12 月 11 日

総合企画部長 大西 勉